

議案第 96 号

宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用
の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に
関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年（2016 年）9 月 2 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用
の公営に関する条例等の一部を改正する条例

（宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に
関する条例の一部改正）

第 1 条 宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公
営に関する条例（平成 6 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「15, 300 円」を「15, 800 円」に改め、同号イ中
「7, 350 円」を「7, 560 円」に改める。

（宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営
に関する条例の一部改正）

第 2 条 宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の
公営に関する条例（平成 6 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「510 円 48 銭」を「525 円 6 銭」に、「301, 875 円」を
「310, 500 円」に改める。

（宝塚市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正）

第 3 条 宝塚市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成
19 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条中「7 円 30 銭」を「7 円 51 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙について適用し、施行日の前日までに告示された宝塚市議会の議員及び宝塚市長の選挙については、なお従前の例による。
- 3 第3条の規定による改正後の宝塚市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、施行日以後その期日を告示される宝塚市長の選挙について適用し、施行日の前日までに告示された宝塚市長の選挙については、なお従前の例による。